

○市川市空家等の適切な管理に関する条例

令和5年12月13日

市川市条例第33号

市川市空き家等の適正な管理に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、所有者等及び市の責務その他必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるとともに、特定空家等にならないよう常に空家等の適切な管理を行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、自治会その他関係機関と連携し、空家等の適切な管理に関する市民等の意識の啓発を行うものとする。

2 市は、所有者等が行う空家等の適切な管理について必要な支援を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防止するために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

（情報提供）

第5条 市民等は、空家等を発見したときは、速やかに、その情報を市に提供するものとする。

(安全代行措置)

第6条 市長は、法第22条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を行った場合において、所有者等からこれらに係る措置を履行することができない旨の申出があったときは、次に掲げる事項について所有者等の同意を得て、当該措置をとることができる。

- (1) 当該措置の実施概要
- (2) 当該措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に掲げる事項について所有者等の同意が得られたときは、同項の措置に係る協定を締結するものとする。

3 市長は、第1項の措置をとったときは、所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。

(警察その他の関係機関との連携)

第7条 市長は、次の各号に掲げる場合において必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に、当該各号に定める事項を提供し、必要な協力を求めるものとする。

- (1) 法第9条第2項の規定による立入調査を行う場合 空家等に関する情報
- (2) 特定空家等に関し必要な措置をとる場合 法第22条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令の内容

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年9月29日条例第33号)

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日から施行する。